

紀要

第 7 号

目 次

二つの前方後円墳(細川修平)… 1
滋賀県出土の埴輪資料集(その4)(稻垣正宏)… 27
近江へのアプローチ・その1 43
1. 高島郡の地形と条里(神保忠宏)… 44
2. 高島郡における遺跡の動態 一今津町周辺をフィールドに一	…(畠中英二)… 50
3. 高島郡の古代寺院(重岡卓)… 57
4. 高島郡の鉄生産とその周辺(大道和人)… 61
5. 高島郡の古代北陸道(内田保之)… 66
6. 高島郡にみる古代国家(細川修平)… 71
南北方位建物についての研究ノート(田井中洋介)… 77
近江京域論の再検討・予察—7世紀における近江南部地域の諸相一	…(相原嘉之)… 83
滋賀県における古代の土器様相・その1	
—湖南地域における無台杯身・かえり付き蓋の変遷を中心に一	…(畠中英二)… 104
江州農具雜想ノート(上垣幸徳)… 126
滋賀県甲賀郡土山町における藏王産花崗岩製中世石造美術の分布	
—土山町石造美術石材分布調査概要—(兼康保明)… 131
滋賀県内出土漆製品集成—後編—(中川正人)… 145

1994. 3

財団法人滋賀県文化財保護協会

南北方位建物についての研究ノート

田井中（井上）洋介

1. はじめに

滋賀県においては近年に至るまで、条里地割が県内各地で観察できた。その一方で、それとは異なる南北方位の地割が観察される地点も随所でみられるが、この南北地割は統一条里地割に先行するものと考えられている。南北地割の施工時期については、白鳳寺院の周辺に残存する事例などについて、7世紀後半とする見解が示されているが⁽¹⁾、今後の発掘調査例の積み重ねによって検証していくことが必要であろう。

その一方で県内各地の発掘調査においては、多くの遺跡で主軸を南北方位にとる建物群が検出されている。本稿においては、これらの建物群の出現時期を検討することによって、南北方位地割の成立過程に迫る前作業をしたい。

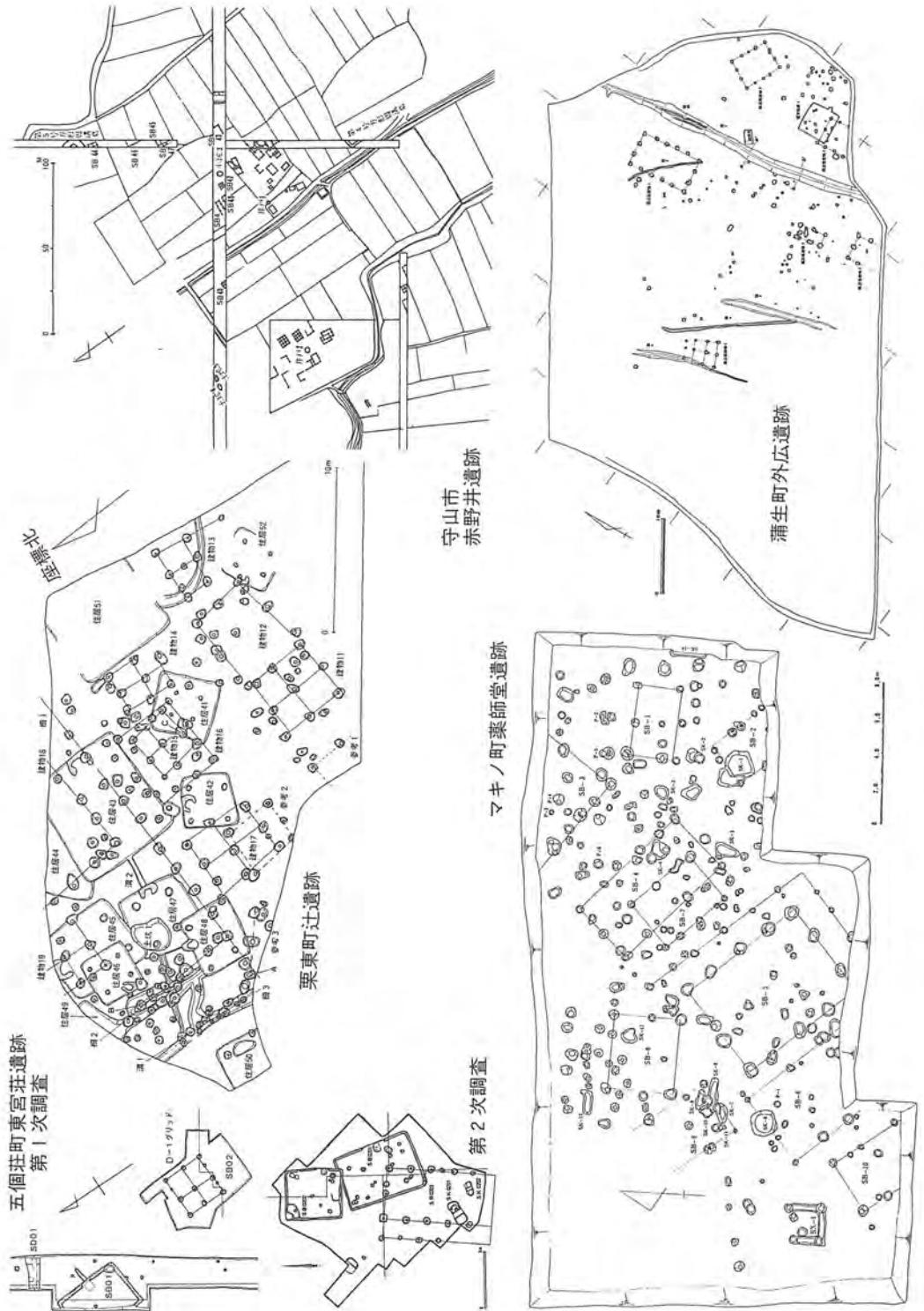
2. 古墳時代後期の状況

滋賀県における掘立柱建物導入期の様相については大崎哲人氏⁽²⁾や平井美典氏⁽³⁾の論考があるが、筆者の着目する建物群の主軸方位については両氏はほとんど言及していない。そこで、まずは両氏の取り上げられた導入期の掘立柱建物を中心に、古墳時代後期の状況を見てみよう。

守山市赤野井遺跡⁽⁴⁾で検出された掘立柱建物群は、野洲郡条里とは異なる南北地割を地表にとどめていた地域に位置する遺跡である。報告書によれば、掘立柱建物群は古墳時代後期（6世紀後半）から10世紀代にかけての遺構であり、正南北に近い主軸方位を示している。掘立柱建物は柱穴の埋土などによって5群に分けられ、I群が6世紀後半、II群が7世紀前半の遺構であることが、出土遺物から明らかにされている。

守山市吉身北遺跡⁽⁵⁾は5世紀末～6世紀後半の竪穴住居群と、これに後出する6世紀後半～7世紀初頭の遺構かと推定される掘立柱建物3棟が検出されている。掘立柱建物の主軸方位は北から4°～20°西に振り、ややバラつくものの正南北方位への指向が見られるものと考えられる。ただし、竪穴住居の中には掘立柱建物と主軸方位の等しいものもあり、掘立柱建物の導入と南北方位への指向の前後関係など、詳細については明確でない。

栗太郡栗東町辻遺跡⁽⁶⁾では、7世紀代のものと考えられる正南北方位の掘立柱建物群が検出されている。遺構の年代を示す出土遺物は乏しいが、6世紀中～後葉の竪穴住居群に後出し、8世紀前半の竪穴住居に先行することが切り合い関係から確認できる。掘立柱建物群はI期a、I期b、II期の3時期の変遷が考えられており、おそらくは7世紀の早い段階には掘立柱建物が採用されていたものと推測される。なお、掘立柱建物群に先行する5世紀後半から6世紀後半にかけての竪穴住居群は、正南北に近い方位を示す住居と正南北を指向しない住居に大別できるが、6世紀中葉以降には正南北に近い方位を示す住居のみが確認されており、正南北方位を指向してい



南北方位建物群 遺構実測図

た可能性がある。

蒲生郡蒲生町外広遺跡⁽⁷⁾の竹田神社地区においては、正南北に主軸方位をとる竪穴住居・掘立柱建物・溝が検出されている。竪穴住居1が6世紀後半、溝1が6世紀後半～7世紀前半の土器を出土するのに対して、掘立柱建物群は時期を決定する出土遺物を欠く。報告者は遺物包含層出土の8世紀中葉～9世紀中葉の遺物をもって掘立柱建物群の時期としているが、溝1と掘立柱建物群の一部の方位が一致することから、6世紀後半～7世紀前半の段階に正南北方位の掘立柱建物が出現していた可能性がある。掘立柱建物群の年代は保留にしたとしても、竪穴住居1と溝1の出現によって、6世紀後半に正南北方位の遺構群が存在していたことは確実である。なお、竹田神社地区から北へ約200m隔たった外広地区においては、6世紀から8世紀にかけての竪穴住居群などの遺構が検出されているが、方位の統一性を欠き、南北方位への指向は見られない。また、外広遺跡の南に1kmほど隔たる田寺・下森遺跡⁽⁷⁾では5世紀～7世紀初頭の竪穴住居16棟が検出されているが、ここでも南北方位への指向は見られない。

神崎郡五個荘町域には、統一条里地割が広範に分布する中に、正南北方位の方格地割が古代寺院の周辺部などで観察できる。現在の地割から復元できる南北方格地割は極めて限定された範囲であるが、近年の発掘調査によって南北地割の残存する範囲以外からも正南北方位の建物群が検出されている。東宮荘遺跡は現在の地形からは南北地割が確認されない地域であるが、第1次⁽⁸⁾、第2次⁽⁹⁾の発掘調査結果によれば、ほぼ正南北方位の竪穴住居と掘立柱建物が検出されている。竪穴住居SB01（第1次）が出土遺物から7世紀初頭の遺構とされているのに対して、竪穴住居SB0202（第2次）、掘立柱建物SB02（第1次）、SB0203（第2次）は時期を決定する遺物が乏しい。報告によれば、SB02が7世紀初頭、SB0202が7世紀前半、SB0203は8世紀代の遺構と考えられている。この年代観に従えば、東宮荘遺跡付近では7世紀初頭の段階から継続的に正南北方位の建物が営まれていたことになる。これに対して同じ五個荘町内にあっても、法源寺遺跡⁽¹⁰⁾では6世紀代の竪穴住居4棟が検出されているものの主軸方位はN30°～51°Wと大きく西に振っており、竪穴住居群に後出する掘立柱建物3棟は所属時期は不明である（報告書では奈良時代の遺構と推定されている）が、主軸方位をN27°～39°Wにとり、竪穴住居群の方位とほぼ等しい。

大津市滋賀里・穴太周辺は県下で最も早い段階に掘立柱建物で集落が構成される地域と位置づけられてきた⁽²⁾。その導入は近年の調査成果から、6世紀初頭とされている⁽¹¹⁾。これまでの報告例を見る限り、この地域の掘立柱建物などの住居跡は南北方位を指向しないようである。ただし、湖西線建設に伴う調査において6世紀末の東西溝が検出されており⁽¹²⁾、この段階に正南北地割への指向が見られる可能性がある。

高島郡マキノ町薬師堂遺跡⁽¹³⁾では、正南北方位を示す2棟とN50°Wの方位を持つ数棟の掘立柱建物が検出されている。出土遺物に乏しく、掘立柱建物の時期を決めにくいか、出土遺物には6世紀後半と10世紀代の2時期の遺物があり、南北方位建物は6世紀後半のものとして矛盾しない。

以上の事例から、古墳時代後期にはすでに正南北方位に主軸を揃えた建物群や溝が検出される遺跡が県内に散見される。その一方で、この段階には主軸方位のばらつく建物群も多い。古墳時代後期には南北方位建物は見られるものの、その普及度はあまり高くないことが伺える。

3. 白鳳期以降の動向

高島郡新旭町美園遺跡⁽¹⁴⁾で検出された掘立柱建物群は、官衙的な配置を示す遺構群として著名である。掘立柱建物は3時期に分けられ、第1建物群は7世紀中葉、第2建物群は8世紀後葉、第3建物群は9世紀にはじまるものとされている。このうち第1、第2建物群は正南北とは大きく異なる主軸方位を示し、第3建物群のみはN 8°Eと比較的南北方位に近い。なお、第3建物群の方位は、周辺の条里地割の方位とほぼ一致するものである。また、掘立柱建物群に先行して、7世紀前葉の遺構と考えられる竪穴住居群が検出されているが、この住居群についても南北方位への指向は見いだし得ない。

栗太郡栗東町高野遺跡⁽¹⁵⁾では、古墳時代前期から7世紀末にかけての竪穴住居群が検出されているが、7世紀前半までの住居の方位には統一性が乏しいのに対して、7世紀後半代の住居4棟はN 3°～20°Wとばらつきはあるものの、南北方位への指向が伺える状況である。

近江八幡市金剛寺遺跡・後川遺跡周辺においては、近年は場整備事業などに伴う発掘調査件数が多く、各時期の遺構が検出されている。6世紀末～7世紀前半の竪穴住居は昭和63年度調査のA区⁽¹⁶⁾や平成元年度調査のT 1⁽¹⁷⁾などで検出されているが、この段階の住居の主軸方位は正南北から大きく振れるものが多い。これに対して7世紀後半～8世紀初頭には正南北に近い主軸方位の竪穴住居が多く見られ⁽¹⁸⁾、8世紀以降に出現する掘立柱建物においても主軸方位が正南北に近いものが一般的である。遺跡の所在する近江八幡市長田町の集落付近には正南北方向の地割がみられるが、7世紀後半に始まる正南北方位への指向との関わりに注目する必要があろう。

犬上郡甲良町下之郷遺跡⁽¹⁹⁾では7世紀以降の竪穴住居と掘立柱建物が多数発掘されており、掘立柱建物は8世紀初頭に導入される。これらの建物群が南北方位に統一されるのは8世紀中葉以降であり、近接する尼子南遺跡⁽²⁰⁾においてもほぼ同じ様相を示している。なお尼子南遺跡では、南北方位による規制が現れたのちにも、主軸を10°余り東へ振る建物群が出現するなど、統一条里地割が出現するまでの変遷は複雑である。

長浜市柿田遺跡⁽²¹⁾では古墳時代初頭から7世紀末にかけての竪穴住居群が、空白期間はあるもののほぼ継続して検出されているが、7世紀後半に至って竪穴住居の方位がほぼ正南北方向に統一される。遺構面から新羅系の獸面文軒丸瓦が出土しており、古代寺院の存在した可能性があるものの実態は不明である。

以上のように、7世紀後半には正南北方位を指す建物群はより多くの遺跡で検出されるようになるが、下之郷遺跡や尼子南遺跡のように普及のやや遅れる遺跡も存在する。8世紀以降になって掘立柱建物が普及する以前に、これに先行する竪穴住居の段階において正南北方位への指向が見られる事実には注目しておきたい。

4. まとめにかえて

以上見てきたところによれば、6世紀後半～7世紀前半には南北方位建物の検出される遺跡が散見され、7世紀後半代には普及することが確認できた。南北方位建物が検出される遺跡は現状

の南北地割分布地域以外にも多く、かなり広範に南北地割への指向が行われた可能性がある。一方、近接する遺跡においても南北方位建物の出現には遅速があり、建物群の主軸方位の決定にあたっては自然地形による制約も大きいため、各遺跡の地理的、歴史的環境を総合的に見ていくことが必要と考えている。今後の課題としたい。

なお、本稿においては方位は磁針方位を基準としたが、報告書の中には基準方位が明確でないものもあり、方位の詳細については不正確な点がある。様相を概観した研究ノートであるので、ご寛恕願いたい。

註

- (1) 近藤滋「いわゆる統一条里と古地割」(『滋賀考古学論叢』第2集 1985年)
- (2) 大崎哲人「滋賀県下における掘立柱建物集落の成立契機について」(『紀要』第2号 滋賀県文化財保護協会 1989年)
- (3) 平井美典「近江における古墳時代の掘立柱建物」(『紀要』第4号 滋賀県文化財保護協会 1990年)
- (4) 『昭和51年度滋賀県文化財調査年報』滋賀県文化財保護協会 1978年
- (5) 『吉身北遺跡発掘調査報告書』守山市教育委員会 1986年
- (6) 『県道高野・守山線特殊改良工事に伴う高野・辻遺跡発掘調査報告書II』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1990年
- (7) 『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書X III-3』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1986年
- (8) 『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書X III-6』五個荘町教育委員会 1986年
- (9) 『五個荘町内遺跡群発掘調査報告書II 平成2年度』五個荘町教育委員会 1991年
- (10) 『五個荘町埋蔵文化財発掘調査年報VIII 平成3年度』五個荘町教育委員会 1992年
- (11) 花田勝広「渡来人の集落と墓域」(『考古学研究』156号 1993年)
- (12) 『湖西線関係遺跡調査報告書』滋賀県教育委員会 1973年
- (13) 『薬師堂遺跡発掘調査報告書』マキノ町教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1985年
- (14) 『美園遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1975年
- (15) 『琵琶湖大橋有料道路建設工事に伴う栗東町高野遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1987年
- (16) 『長命寺川(蛇砂川)中小河川改修工事関連埋蔵文化財調査報告2 金剛寺・後川遺跡発掘調査報告書II』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1990年
- (17) 『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書X VIII-7 大手前・金剛寺遺跡』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1991年
- (18) 昭和63年度調査のT 8 S H 1~5 (『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書X VII-6 高木遺跡・後川遺跡』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1990年)、平成元年度調査の排水3地区S H 2 (『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書X VIII-6 金剛寺遺跡』滋賀県教育委員会・滋

賀県文化財保護協会（1991年）など

- (19) 『ほ場整備関係遺跡発掘調査報告書 X IV - 2』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会
1987年ほか
- (20) 『尼子南遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1989年
- (21) 『柿田遺跡発掘調査報告書』滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会 1989年

編集後記

今年度は雨が多く冷夏であり、どの現場もいたずらに排水作業を繰り返し時間に追われて苦悩の日々を過されたことと思います。本紀要も、第7号を迎えるにあたり、本号には予想を越える14編の論考を掲載することができました。調査に追われながらも、日頃の各自の問題意識と研鑽の結果であるといえるでしょう。本号が「近江」や「文化財」への理解の一助となり、読者の方々からの御指導、御鞭撻が賜れれば幸いです。

